

国政評第120号
平成30年3月28日

気象庁長官 殿

国土交通大臣

平成30年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成30年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 防災気象情報の的確な提供及び地域の気象防災への貢献

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を適時、的確にわかりやすく提供するとともに、気象防災の関係者と一体となって平時・緊急時・災害後の取組を進め、取組の内容を不断に共に改善することにより、地域の気象防災に一層貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、数値予報モデルとその初期値の精度の改善を進めるとともに、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じて、台風中心位置の72時間先の予報精度について近年の改善傾向を維持すること。【主要】
- ・ 平成30年度に2つの新たな防災気象情報（①「降水15時間予報」（仮称）、②「台風5日強度予報」）の提供を開始するとともに、国民に対し分かりやすい説明を行い普及に努めること。
- ・ 複数地震の同時発生時においても緊急地震速報の精度を維持するための手法を導入するとともに、緊急地震速報の迅速化を進める。特に、日本海溝沿いで発生する地震については、緊急地震速報（予報）の第1報を発表するまでの時間（震度1以上を観測した

地震について、震源で地震が発生してから発表するまでの時間)の平均値を、平成22年度～26年度の平均値(24.4秒)から、平成32年度には5秒以上短縮すること。【主要】

- ・ 気象庁が常時観測を行う50火山について、過去の噴火履歴の精査や現在の観測体制の点検、今後の観測のあり方の検討を進めるとともに、平成29年度末時点で噴火警戒レベルが運用されていない11火山について、一般住民が居住していない硫黄島を除き、平成32年度までに噴火警戒レベルの運用開始を目指すこと。【主要】
- ・ 「地域における気象防災業務のあり方(報告書)」(平成29年8月)等を踏まえ、地方公共団体の「地域防災計画」、「避難勧告等に関するマニュアル」改正の支援、市町村長等への訪問による「顔の見える関係」の構築、ホットライン(気象台から市町村長へ気象状況の切迫性等を伝える電話連絡)、気象庁防災対応支援チームの派遣、緊急時の対応について気象台と市町村による共同での「振り返り」の実施など、平時・緊急時・災害後における地方気象台等による地方公共団体の防災対策への支援活動を強化すること。【主要】
- ・ 気象情報や自然現象から住民が自らの判断で状況に応じた的確な行動をとることのできるような風土・文化の醸成を目指し、全国各地の気象台においては、教育機関、防災機関(地方公共団体)、報道機関または専門的知識を有する民間団体への支援・働きかけにより、気象情報に係る普及啓発活動の裾野を拡大すること。【主要】

2. 社会経済活動に資する気象情報・データの的確な提供及び産業の生産性向上への貢献
- 社会経済活動に資する気象情報・データを的確に提供するとともに、技術の進展を踏まえた産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスの創出を推進することにより、幅広い産業の生産性向上に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 地球温暖化対策に資するため、気象庁自らの観測データに加え、国際的な連携のもとで共有されたデータを用いて、海洋の二酸化炭素の吸収・蓄積に関する新たな手法の開発等を実施し、平成33年度までに、より高精度な海洋環境変動に関わる解析情報の改善または新規作成を3件行い、海洋環境情報の充実・改善を図ること。
- ・ 天気予報の精度向上を進め、翌日の「降水の有無」、「最高気温」及び「最低気温」の予報精度について近年の改善傾向を維持すること。【主要】
- ・ 国土交通省生産性革命プロジェクトとして位置づけられている「気象ビジネス市場の創出」を推進し、幅広い産業の生産性向上に一層貢献するため、①基盤的気象データのオープン化・利用環境の高度化を推進し、②気象ビジネス環境整備のため、技術革新に応じた規制の見直しを進め、③気象に関わる産官学の連携組織である「気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)」の運営等を通じて産業界のニーズの把握や新たなシーズの掘り

起こし、企業間マッチング等を実施すること。【主要】

3. 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進

観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。

[具体的な目標]

- ・ 交通政策審議会気象分科会による提言（平成 27 年 7 月）において、積乱雲に伴う局地的な大雨等の監視強化に資する次世代気象レーダーの全国展開に向けた技術開発に取り組む必要性が示されたことを踏まえ、二重偏波レーダーの平成 31 年度からの導入に向けた研究・技術開発として、平成 30 年度は、当該レーダーデータから降水粒子を判別する技術を開発し、その精度評価を行うこと。【主要】

4. 気象業務に関する国際協力の推進

最新の科学技術をもって我が国の影響力を強化し、国際機関での活動を戦略的に進めるとともに、先進国及び途上国それぞれとの戦略的・互恵的な協力関係に基づく国際協力・支援を推進することにより、世界の気象業務の発展に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 気象測器校正技術が不十分な開発途上国の技術力の向上を支援するため、世界気象機関（WMO）の地区測器センターを担う気象測器検定試験センター（つくば）が実施する RIC つくばパッケージにおいて、平成 31 年度までに 4 か国をフォローアップの段階まで到達させること。【主要】

（注）「RIC つくばパッケージ」とは、①現地調査による先方国の能力把握・支援計画の策定、②先方国基準器の校正（場合によって供与）、③研修（本邦及び現地）、④フォローアップの要素を含めた統合パッケージ。